

関係各位

平成29年度土木関係設計単価改定（平成30年3月1日適用）に伴う
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

1. 制度の概要

新労務単価の決定に伴い、第2項に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（昭和39年8月7日山形県告示第707号）第57条の規定に基づき請負代金額の変更協議を請求できる。

2. 具体的な取扱い

(1) 平成30年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更を行う。

※ 変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(2) 平成30年2月28日以前に契約を締結した工事の内、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約約款第26条6項の規定を準用した変更を行う。

関係各位

平成29年度土木関係設計単価改定（平成30年3月1日適用）に伴う
設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置について

1. 制度の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第2項に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、下記契約書の規定に基づき業務委託料の変更協議を請求できる。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 土木設計業務等委託契約書 | 第47条 |
| (2) 測量調査等委託契約書 | 第46条 |
| (3) 業務委託契約書 | 第15条 |
| (4) 建築設計業務委託契約書 | 第47条 |
| (5) 建築工事監理業務委託契約書 | 第40条 |
| (6) 用地調査等委託契約書 | 第46条 |
| (7) 登記事務委託契約書 | 第46条 |

2. 具体的な取扱い

平成30年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、改定前の技術者単価と労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に変更を行う。

※ 変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率